

屋外広告物のてびき

令和8年1月改訂

茨城県 土木部 都市局 都市計画課

はじめに

私たちの身の回りには、ポスターや広告旗といった簡易なものから、商店の看板、野立広告やビルの屋上利用広告など、いろいろな種類の屋外広告物があります。

屋外広告物は、単に情報伝達という機能にとどまらず、建築物や工作物、樹木などが形成する景観に加わる要素として、景観形成に与える影響が非常に大きなものです。例えば、繁華街の賑わいを創出したり街並みに彩りを与えるなど、まちの雰囲気を作り出す役割を果たす反面、無秩序に掲出されると都市や自然の景観を阻害する大きな要因となります。

また、道路沿いに掲出された屋外広告物が道路交通の安全を妨げたり、落下や倒壊により思わぬ災害を招くなど、公衆に危害を加えることも想定されます。

このため、茨城県では「茨城県屋外広告物条例」及び「茨城県屋外広告物条例施行規則」を定め、屋外広告物に関して必要な規制を行っています。

この手引きは、屋外広告業者をはじめ屋外広告物の表示に携わる方々の参考とするため、屋外広告物に関する諸制度や運用にあたっての注意事項をまとめたものです。

目 次

屋外広告物とは何か	1
屋外広告物の許可手続	2
屋外広告物に対する規制の内容	4
屋外広告物の許可の基準	10
適用除外となる屋外広告物	15
屋外広告物を表示する者の義務	17
屋外広告物の安全点検	18
屋外広告物の登録制度	19
違反に対する措置、罰則	22

屋外広告物とは何か

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して、②屋外で、③公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物④その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。（屋外広告物法第2条第1項）

具体的には次のとおりです。

① 「常時又は一定の期間継続して」

一定の情報を伝達するという行為に時間的・場所的継続性があることを意味します。

一日のうち一定の時間のみの表示でも、それが継続的に一定の場所で行われれば、「常時又は一定の期間継続して」に該当します。

（例1）毎日営業時間中のみ店先に表示される広告看板 →該当します

（例2）街頭で配布されるビラやチラシの類 →該当しません

② 「屋外で」

建築物の外側にあることを意味します。

（例）建築物のガラス部分に内側から張り付けたビラ →該当しません

③ 「公衆に表示されるもの」

単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、表示内容を見ることができる空間を特に限定していないことを指します。

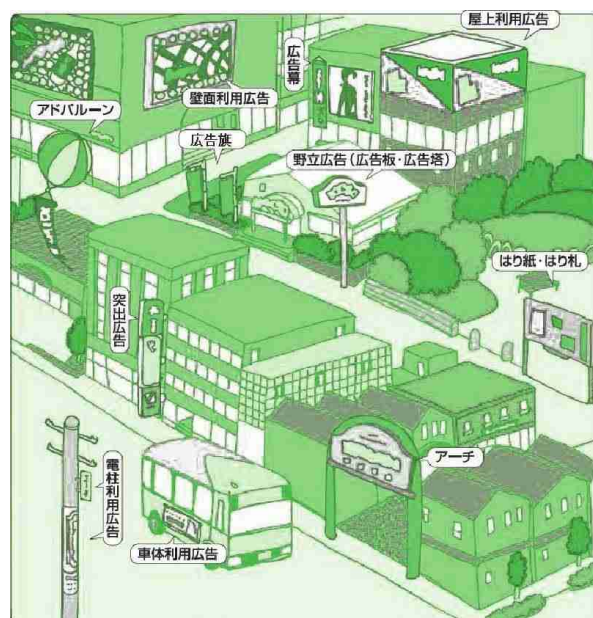
（例）駅の構内に表示された看板等（駅の外からは見えない） →該当しません

④ 「その他の工作物等」

元来広告物の表示又は掲出の目的を持ったものではないものを指します。

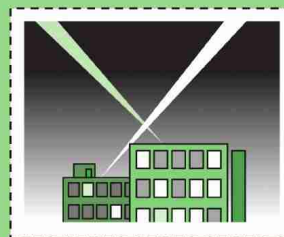
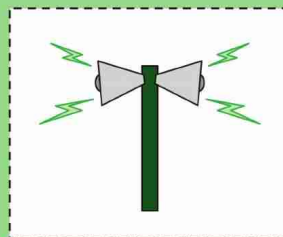
（例）煙突、塀、岩石、樹木、等
→該当します

【屋外広告物の例】



※次のようなものは、屋外広告物に該当しません※

- 音響による宣伝
- 均一の色で塗った壁面
- 夜空を照らすサーチライトの光、等

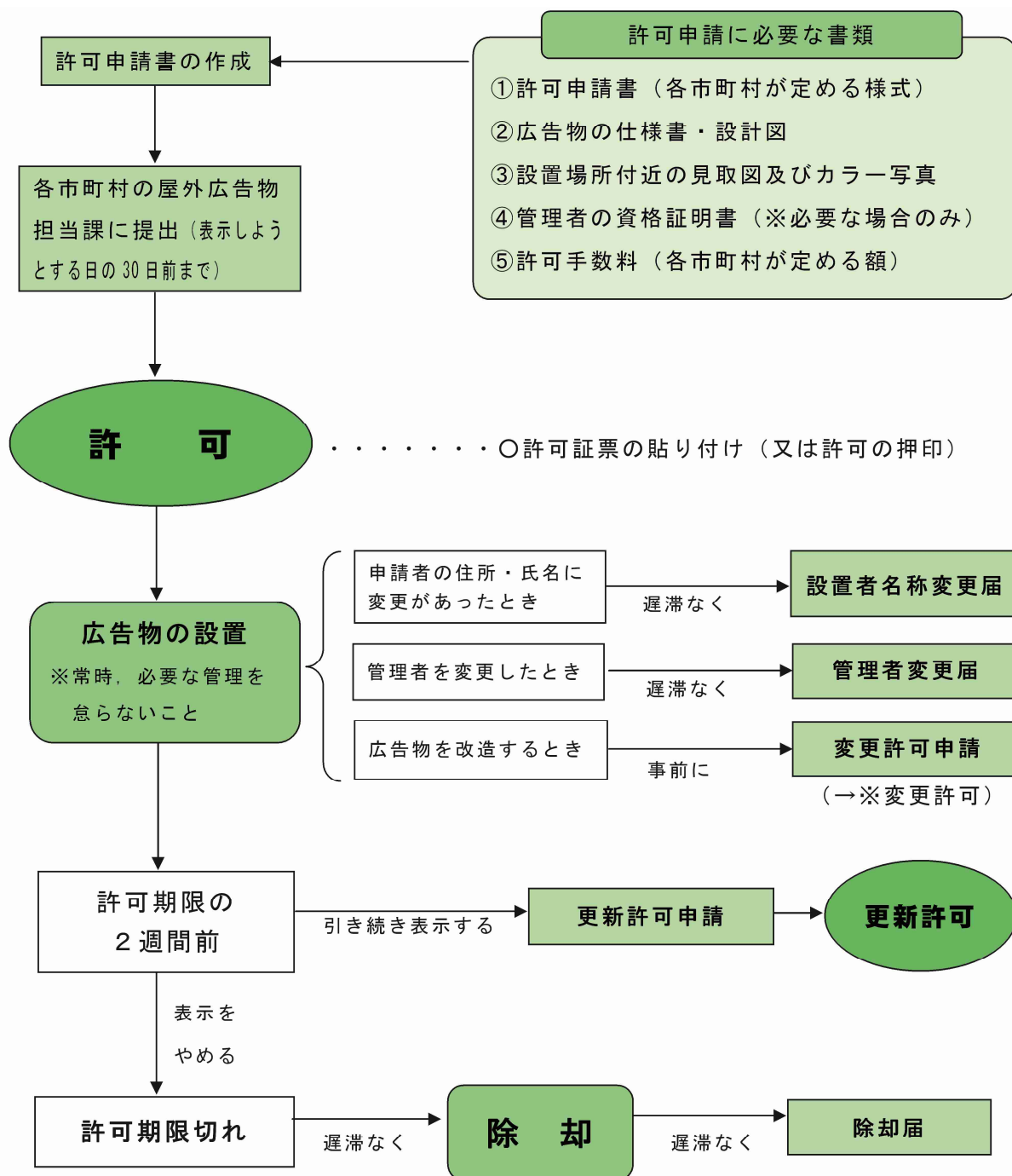


屋外広告物の許可手続

茨城県内において屋外広告物を表示するときは、原則として市町村長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更したり、広告物を改造する場合にも許可が必要です。

なお、許可には有効期間があります。有効期間の経過後も引き続き屋外広告物を表示するときは、更新許可の手続を行う必要があります。

◎許可手続きの流れ



◎その他の手続

屋外広告物の許可申請手続と併せて、他法令に基づく許可等が必要な場合があります。

(1) 他人の土地・物件等に表示する場合

個人や会社等の所有物、公共の施設などに屋外広告物を表示する場合には、あらかじめ所有者や管理者等の同意を得る必要があります。

例：電柱に電柱巻立広告を表示する場合…電柱の管理者(電力会社等)の同意が必要

(2) 他法令による手続が必要な場合

○工作物の高さが4mを超える場合

→工作物の確認(建築基準法)…各市町村等の建築確認担当課へ

○屋外広告物を道路上に表示する場合

→ { 道路占用の許可(道路法) …道路管理者(国、各土木事務所、各市町村道路管
担当課)へ
道路使用の許可(道路交通法) …所轄警察署へ

○その他…農地法、自然公園法、都市緑地法、等

◎許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。許可期間が1年以内又は3年以内の
広告物は、管理者(※17項参照)を定める必要があります。

屋外広告物の種類	許可期間	管理者の設置
はり紙・ポスター、アドバルーン、広告旗、横断幕	1月以内	不 要
立看板、広告幕、店頭装飾、置広告	3月以内	
はり札、電柱巻立広告、電柱塗装広告、電柱袖付広告、 つり下げ看板、標識広告	1年以内	<u>必 要</u>
広告板、広告塔、アーチ、照明広告、電光ニュース・ ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告、車体利用広告	3年以内	

◎許可手数料

屋外広告物の表示を許可するときに徴収する手数料(許可手数料)は、各市町村がそれぞれ条例で定めています。

屋外広告物を表示するため許可を申請するときは、所定の許可手数料を支払う必要があります。

屋外広告物に対する 規制の内容

茨城県屋外広告物条例では、

- ① 良好な景観の形成
- ② 風致の維持
- ③ 公衆に対する危害の防止

これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

具体的には、どんな場合であっても表示することができない広告物（禁止広告物）をはじめとして、広告物を表示してはいけない場所や物件（禁止地域・禁止物件）、及び、許可を行うにあたっての基準（許可基準）等を定めています。

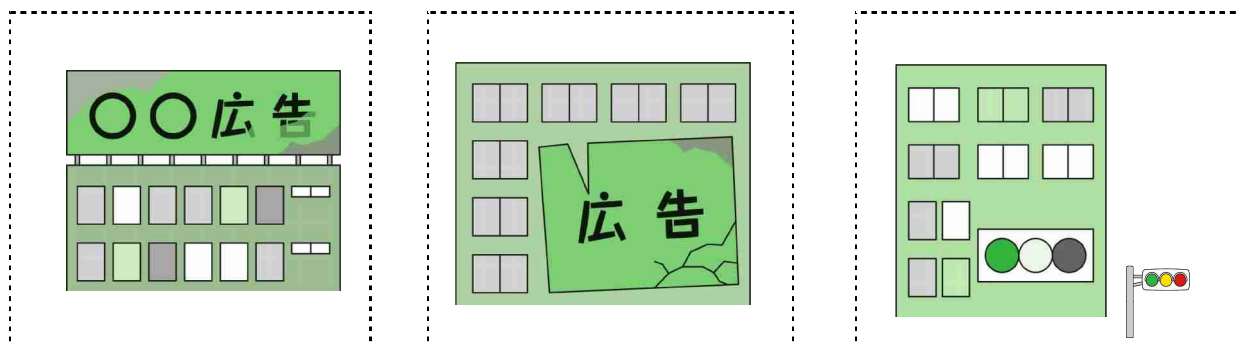
◎すべての屋外広告物に共通するルール

1 禁止広告物

- ① 著しく汚染し、若しくはたい色したもの又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊し、又は落下するおそれのあるもの
- ④ 信号機・道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

①から⑤のいずれかに該当する屋外広告物は、どんな場合であっても表示することができません。もし表示してしまった場合は、速やかに除却することが必要です。

【禁止広告物の例 …このような広告物を表示してはいけません】



2 屋外広告物のあり方

- ① 良好な景観を害するおそれのないものであること
- ② 風致を害するおそれのないものであること
- ③ 公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること

すべての広告物は、①～③をいずれも満たす必要があります。

◎屋外広告物の規制に関する判断のポイント

屋外広告物を表示できるか否かは、主として、

1. 屋外広告物の表示に利用する物件（どのような物件を利用して表示するか）
2. 屋外広告物の表示の場所（どのような場所に表示するか）
3. 屋外広告物の種類ごとの形状や大きさ（どのような形で、どのような大きさか）

の、3つの条件によって判断されます。

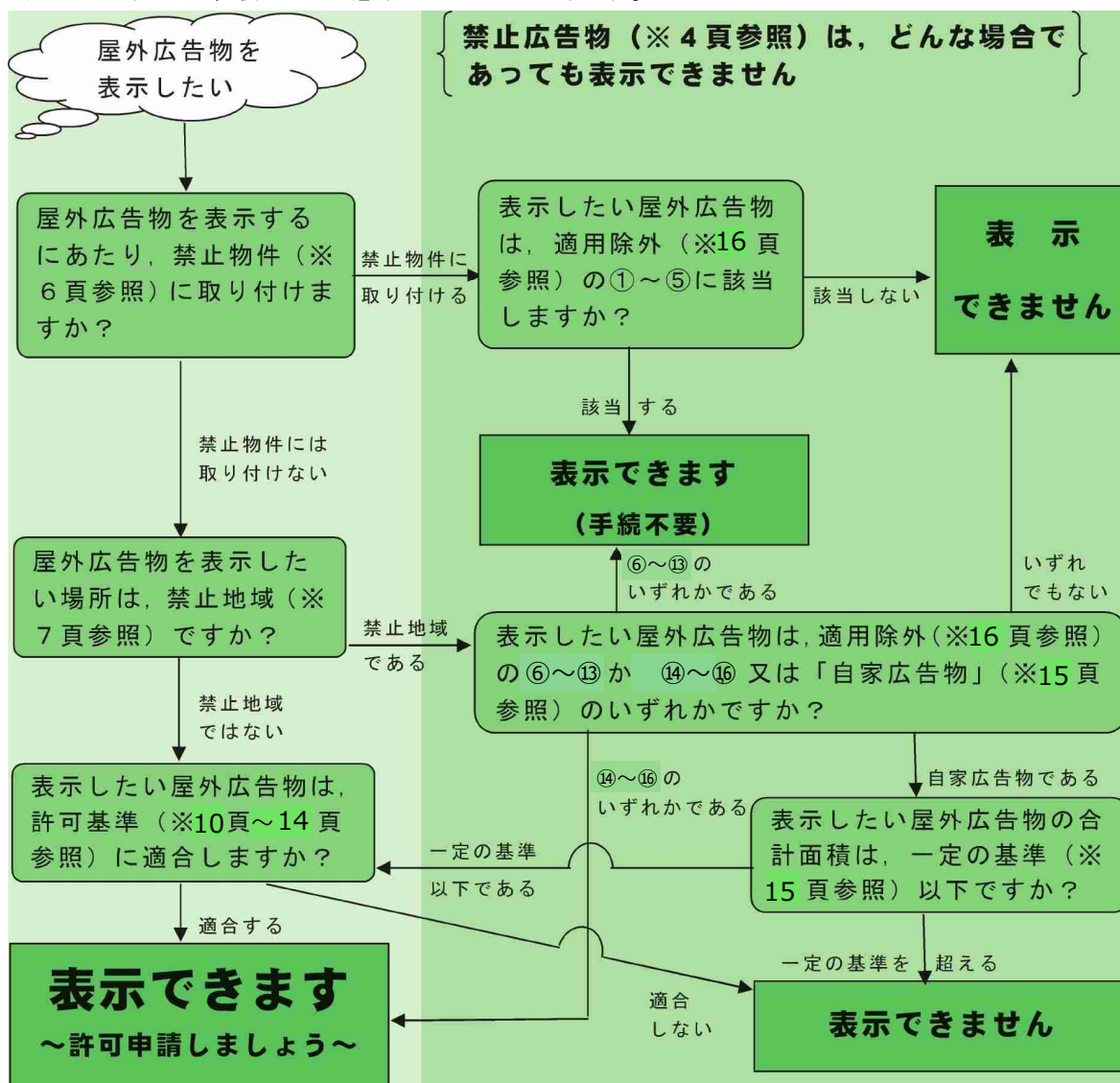
例えば、1. については、歩道橋や街路樹などといった「禁止物件」（※6頁参照）に屋外広告物を取り付けて表示することは、条例上認められていません。

では、禁止物件に取り付けるのではなく、独立した足場を用いて表示する屋外広告物なら良いのでしょうか。この場合には、2. について、屋外広告物を表示する場所が住居専用地域や国定公園などといった禁止地域に該当するかどうか判断することになります。

そして、1. と2. の条件を満たす屋外広告物は、3. について、形状や大きさなどが条例及び規則で定める許可基準に適合するか否かを判断することになります。

以上のような判断の手順をまとめたのが、以下のフロー図です。

なお、1. ないし3. に反していても例外的に屋外広告物の表示が認められる、「適用除外」のケースもありますので、併せて注意することが必要です。



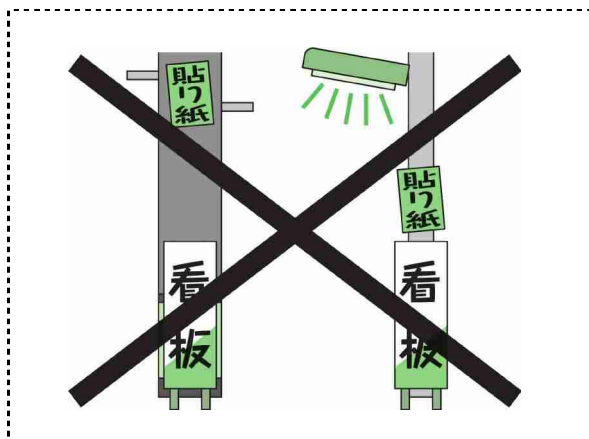
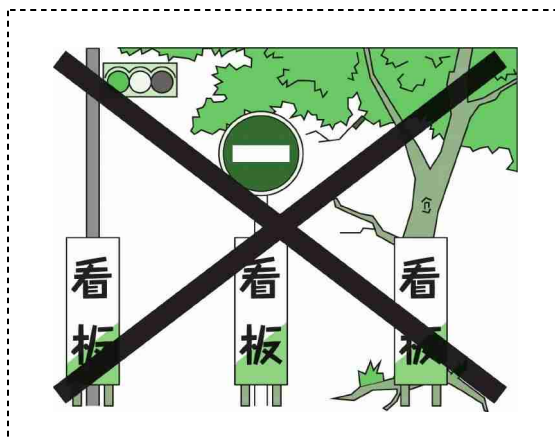
◎規制の内容 ①禁止物件

まちの中には、屋外広告物を取り付けられると本来の機能を害される物件や、屋外広告物を取り付けられることが良好な景観を阻害することになる物件があります。これらの物件を禁止物件に定め、屋外広告物を取り付けることを原則として禁止しています。

禁止物件には、次のようなものがあります。

1 屋外広告物を取り付けてはいけない物件

- ①橋りょう、トンネル、高架の工作物、道路の分離帯
- ②石垣、よう壁
- ③街路樹、路傍樹、保存樹
- ④信号機、道路標識、カーブミラー、パーキングメーター、道路情報管理施設、歩道柵、駒止め、里程標
- ⑤消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑥郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ⑦送電塔、送受信塔、照明塔
- ⑧煙突、風力発電施設、ガスタンク、水道タンク
- ⑨銅像、神仏像、記念碑



2 はり紙、はり札、立看板等を取り付けてはいけない物件

- ①電柱及び街燈柱

電柱及び街燈柱に表示できる広告物

次のような屋外広告物は、電柱及び街燈柱に表示できます。

なお、いずれの屋外広告物も、表示にあたり許可を受けることが必要です。

- ①電柱巻立広告…金属等を電柱や街燈柱に巻き付けて表示するもの
- ②電柱塗装広告…電柱や街燈柱に直接ペンキ等を使用して表示するもの
- ③電柱袖付広告…金属板等を支柱により電柱や街燈柱に取り付けて表示するもの

◎規制の内容 ②禁止地域

美しい自然景観や良好な街並みなど、特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域及び、都市公園や学校など、屋外広告物を表示することが好ましくない場所等を、禁止地域に定めています。

禁止地域では、原則として屋外広告物を表示することはできません。

禁止地域は、第1種禁止地域と第2種禁止地域とに区別されます。

第1種禁止地域と第2種禁止地域の違い

第1種禁止地域と第2種禁止地域とでは、自家広告物（※15頁参照）を表示するときの合計面積の上限に違いがあります。具体的には次のとおりです。

- ・第1種禁止地域で自家広告物を表示するときの合計面積上限：建築物の延べ面積に応じた面積
(15㎡、30㎡、60㎡、90㎡の4段階)
※ただし、いずれも1広告物あたり15㎡以下
- ・第2種禁止地域で自家広告物を表示するときの合計面積上限：一律100㎡

1 第1種禁止地域

- ①都市計画法に基づき定められた、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区
- ②市民農園整備促進法に基づく市民農園
- ③文化財保護法に基づき指定された建造物とその周囲半径100m以内、及び、史跡、名勝又は天然記念物として指定された地域
- ④茨城県文化財保護条例に基づき指定された建造物、県指定史跡、県指定名勝、県指定天然記念物及びこれらの周囲半径100mの地域
- ⑤森林法に基づき指定された保安林
- ⑥自然環境保全法に基づき指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ⑦茨城県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
- ⑧都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき指定された保存樹林の地域
- ⑨高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間
- ⑩都市公園法に基づく都市公園
- ⑪自然公園法に基づく国定公園のうち、特別地域の区域
- ⑫茨城県立自然公園条例に基づく自然公園のうち、特別地域の区域
- ⑬牛久沼の区域、及び、海岸で平均海面の水際線から100m以内の区域
- ⑭官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所、社寺、教会及び火葬場の建造物並びにこれらの敷地
- ⑮筑波研究学園都市建設法に基づく研究学園地区及びその周囲半径250mの区域
- ⑯研究学園都市計画区域内の都市計画道路の敷地境界から250m以内の区域
- ⑰常陸那珂地区（※注）及びその周囲半径100m以内の区域（港湾施設用地を除く）

⑱笠松運動公園及びその周囲半径 100m以内の区域

⑲その他（児童福祉施設等）

（※注）常陸那珂地区の内訳・・・ただし、いずれも港湾施設用地を除く

○国営ひたち海浜公園

○那珂久慈流域下水道終末処理場

○ひたちなか市那珂湊運動公園

○自動車安全運転センター

○水戸・勝田都市計画事業常陸那珂土地区画整理事業施行区域

○常陸那珂工業団地造成事業施行区域

2 第2種禁止地域

①港湾法に基づく港湾施設用地

②信号機又は道路標識の周囲半径 10m以内の区域

③道路又は線路の沿線の区域のうち、一定の範囲（下表のとおり）

路 線	範 囲
ア 高速道路	500m以内
イ 有料道路	250m以内
ウ 国道 245 号線の一部	
エ ウ以外の国道（一部除外区間あり）	50m以内
オ 一部の県道 宇都宮笠間線、水戸鉾田佐原線、竜ヶ崎潮来線、石岡筑西線、筑西つくば線、大洗友部線、 取手つくば線、常陸大宮御前山線、土浦境線、日立山方線、茨城岩間線、土浦つくば線、市 毛水戸線、取手東線の一部、東楡戸真瀬線、坂東菅生線の一部、結城坂東線の一部、つくば 野田線の一部、つくば真岡線の一部、野田牛久線の一部、水戸神栖線の一部、那珂インター 線、高萩インター線、茨城空港線	
カ ひたちなか市道一級 1 号線	
キ 那珂市道一級幹線 6-0017 号線	
ク 上記以外の道路（オ以外の県道、カ・キ以外の市町村道 等）	5 m以内
ケ 鉄道の全線	100m以内

※ エ～ケについては、以下の緩和措置があります。

- ・ 電柱利用広告は許可を受けて表示可
- ・ 商業地域、近隣商業地域、準工業地域、準住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域は禁止地域から除外

(参考) 用途地域ごとの屋外広告物の表示の可否

(1) 商業地域、近隣商業地域、準工業地域、準住居地域、第一種・第二種住居地域

 ※道路管理者の許可が必要 	 ※高速道路、有料道路、 一部の国道沿いは 第2種禁止地域に該当	 
道路上	道路から一定の範囲	商業地域 第一種・第二種住居地域 等

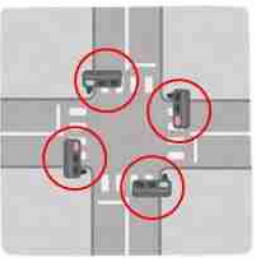
(2) 工業地域、工業専用地域、市街化調整区域、都市計画区域外

 ※道路管理者の許可が必要 	 ※第2種禁止地域に該当	 
道路上	道路から一定の範囲	工業地域 市街化調整区域 等

(3) 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

 ※第1種禁止地域に該当 	 ※第2種禁止地域に該当	 ※第1種禁止地域に該当 
道路上	道路から一定の範囲	住居専用地域 田園住居地域 等

(4) 信号機・道路標識から一定の範囲

	・信号機・道路標識から半径10m以内は第2種禁止地域に該当し、 広告物の表示は不可。 ・許可地域であっても、当該範囲内への広告物の表示は不可。
---	---

※ 表示不可であっても、自家広告物等の適用除外の広告物は要件を満たした上で表示可能。

屋外広告物の 許可の基準

禁止地域以外の地域（許可地域、下記参照）においては、市町村長の許可を受ければ屋外広告物を表示することができますが、許可を受けるためには、屋外広告物が一定の基準を満たすことが必要になります。この一定の基準を「許可基準」といいます。

許可基準は、第1種許可地域及び第2種許可地域を対象とする基準と、第3種許可地域を対象とする基準とに分かれています。

◎許可地域

許可地域とは、市町村長の許可を受けて屋外広告物を表示することができる地域のことです。

許可地域は、以下の3種類に分類されます。

○第1種許可地域…都市計画法に基づき定められた第一種住居地域、第二種住居地域

○第2種許可地域…第1種許可地域、第3種許可地域以外の許可地域

○第3種許可地域…都市計画法に基づき定められた商業地域

第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域には、次のような違いがあります。

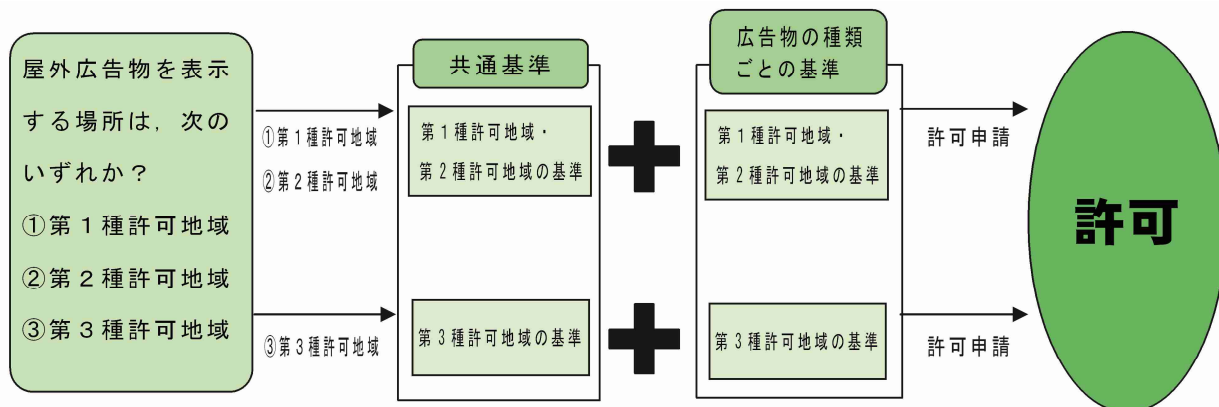
①第1種許可地域及び第2種許可地域と、第3種許可地域とでは、屋外広告物の許可基準が異なります。

②第1種許可地域において自家広告物（※15頁参照）を表示するときは、合計面積が150㎡までとなります。第2種許可地域及び第3種許可地域では、合計面積の上限はありません。

【第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域の違い】

区 分	屋外広告物の許可基準	自家広告物を表示できる 合計面積の上限
第1種許可地域 〔第一種住居地域、第二種住居地域〕	第1種許可地域、第2種許可地域の許可基準を適用	150㎡以下
第2種許可地域 〔第1種許可地域、第3種許可地域以外の許可地域〕	第1種許可地域、第2種許可地域の許可基準を適用	上限なし
第3種許可地域 (商業地域)	第3種許可地域の基準を適用	上限なし

また、第1種許可地域及び第2種許可地域の許可基準、並びに第3種許可地域の許可基準は、それぞれ「共通基準（すべての広告物に共通する基準）」と「広告物の種類ごとの基準」とからなります。許可を受けるためには、広告物を設置する場所の地域区分に対応する許可基準について、共通基準と該当する種類の基準との両方を満たすことが必要です。



1 共通基準（すべての広告物に共通する基準）

区分	第1種許可地域・第2種許可地域	第3種許可地域
高さ	地上から屋外広告物の上端までの高さが <u>31m以下</u> であること。（壁面利用広告及びアドバルーンを除く）	地上から屋外広告物の上端までの高さが <u>51m以下</u> であること。（壁面利用広告及びアドバルーンを除く）
意匠	屋外広告物の裏面、側面、脚部等について、表示面と調和した塗装をするなどにより、良好な景観に配慮すること。	左に同じ。
	ネオン管その他の照明を使用する屋外広告物は、昼間における良好な景観の維持に必要な対策を講じること。	左に同じ。

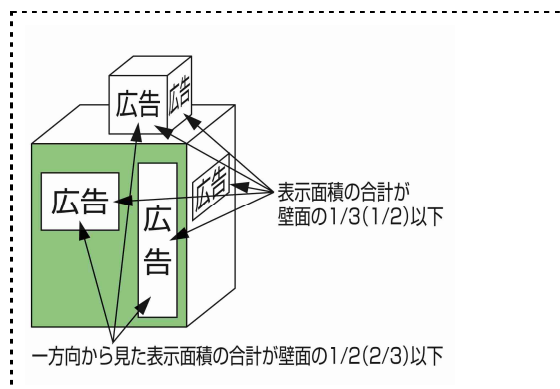
2 広告物の種類ごとの基準

（1）建築物を利用して表示する屋外広告物（建築物利用広告）

建築物利用広告の許可基準には、すべての建築物利用広告に共通する基準と、屋上利用広告、突出広告など建築物ごとの基準とがあります。許可を受けるためには、共通する基準と建築物利用広告の種類ごとの基準とを満たすことが必要です。

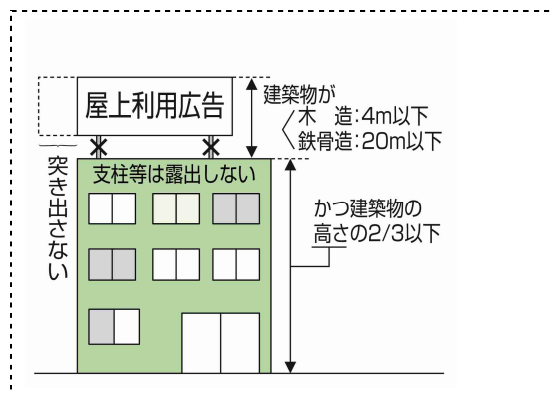
①すべての建築物利用広告に共通する基準

区分	第1種許可地域・第2種許可地域	第3種許可地域
合計面積の上限	表示面積の合計が、壁面の合計面積の <u>1/3 以下</u>	表示面積の合計が、壁面の合計面積の <u>1/2 以下</u>
一面の表示面積の上限	一方向から見た表示面積の合計が、壁面の面積の <u>1/2 以下</u>	一方向から見た表示面積の合計が、壁面の面積の <u>2/3 以下</u>



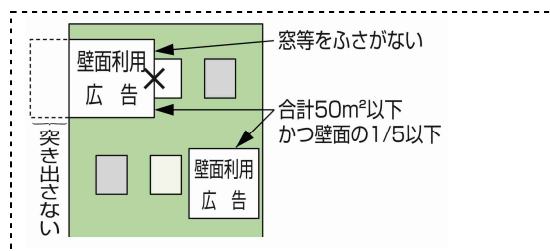
②屋上利用広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域	第3種許可地域
高さ	屋外広告物の高さが建築物の高さの2/3以下で、かつ、 ○木造…4m以下 ○鉄骨造…20m以下	左に同じ
形状	屋上の端から突き出さない 支柱や骨組みが露出しないよう、外壁等で遮へいする	左に同じ



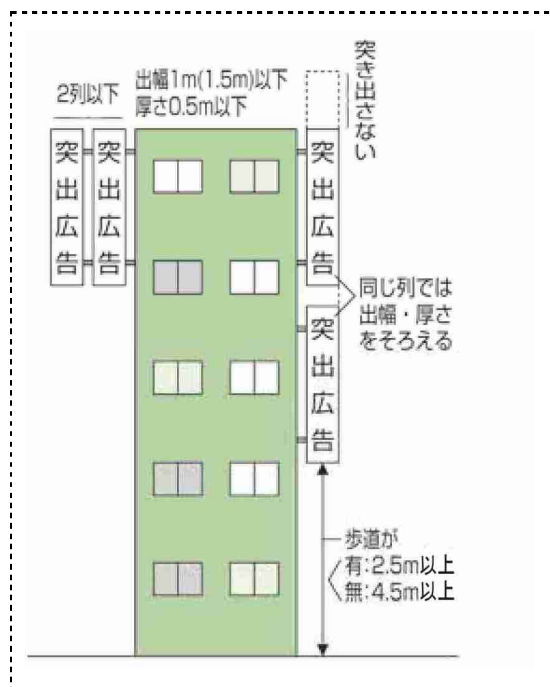
③壁面利用広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域	第3種許可地域
面積	1壁面につき、合計50㎡以下 かつ壁面の面積の1/5以下	左に同じ
形状	壁面の外郭線から突き出さない 窓その他の開口部をふさがない	左に同じ



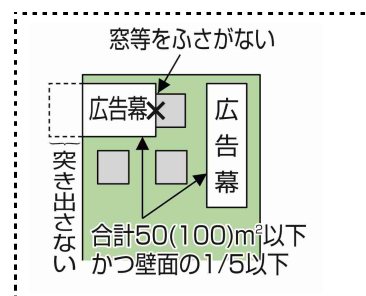
④突出広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域	第3種許可地域
形状	壁面からの出幅1m以下 1壁面につき2列以下 厚さ0.5m以下 同じ列に設置するものは、出幅及び厚さを揃える 上端が外壁の上端から突き出さない	壁面からの出幅1.5m以下、かつ道路への出幅1m以下 左に同じ 左に同じ 左に同じ 左に同じ
高さ	地上から下端までの高さ ○歩道有 2.5m以上 ○歩道無 4.5m以上	左に同じ



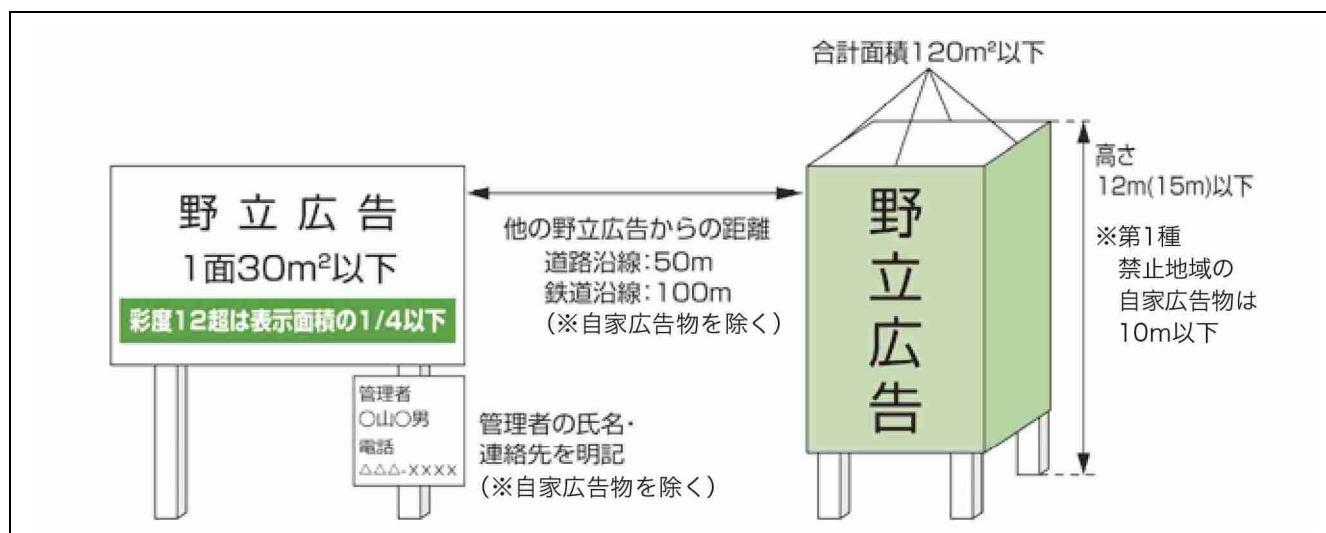
⑤広告幕

区分	第1種許可地域・第2種許可地域	第3種許可地域
面積	1壁面につき、合計50㎡以下 かつ壁面の面積の1/5以下	1壁面につき、合計100㎡以下 かつ壁面の面積の1/5以下
形状	壁面の外郭線から突き出さない 窓その他の開口部をふさがない	左に同じ



(2) 野立広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域	第3種許可地域
面積	一面 30 m ² 以下	左に同じ
	一基の合計面積 120 m ² 以下	左に同じ
位置	他の野立広告からの距離 ○道路沿線：50m以上 ○鉄道沿線：100m以上	左に同じ
意匠	屋外広告物の見やすい箇所に、管理者の氏名・連絡先を明記	左に同じ
	<u>マンセル表色系の彩度 12 を超える色彩は表示面積の 1/4 以下</u>	<u>(制限なし)</u>
高さ	高さ <u>12m以下</u>	高さ <u>15m以下</u>



マンセル表色系とは

マンセル表色系とは、日本産業規格（JIS）で定められた、色彩を表現する尺度です。マンセル表色系では、色彩を「色相」、「明度」及び「彩度」の3つの属性により表現しており、具体的には下のような「マンセル記号」で表記しています。

本県の屋外広告物に関する許可基準では、マンセル表色系の3属性のうち、色の鮮やかさを示す「彩度」を用いています。彩度は0から16までの数値で表現され、数値が大きいほど鮮やかな色になりますが、屋外広告物については彩度が12を超える色彩を規制の対象としています。

【マンセル記号による色彩の表現の例】

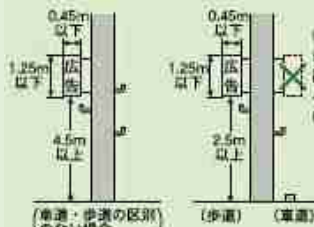
(※注)印刷の都合により、実際の色彩とは一部異なります。



(3) その他の屋外広告物

その他の屋外広告物に係る許可の基準は、第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域とも共通です。

(1) 電柱袖付広告



- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと
- ・案内誘導広告であること

(2) 電柱巻立広告・塗装広告



- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと
- ・案内誘導広告であること

(3) 立看板など

種類	規格
はり紙・立看板	1m ² 以下
はり札	0.3m ² 以下

(4) 広告旗



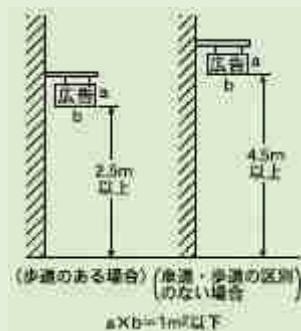
- ・一面2m²以下

(5) アーチ



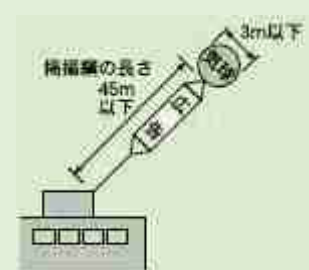
- ・一面の面積=30m²以下
- ・総面積=60m²以下

(6) つり下げ看板



- ・ $a \times b = 1\text{m}^2$ 以下

(7) アドバルーン



(8) 消火栓標識広告



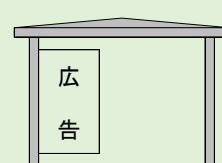
- ・案内誘導広告であること

(9) バス停留所標識広告



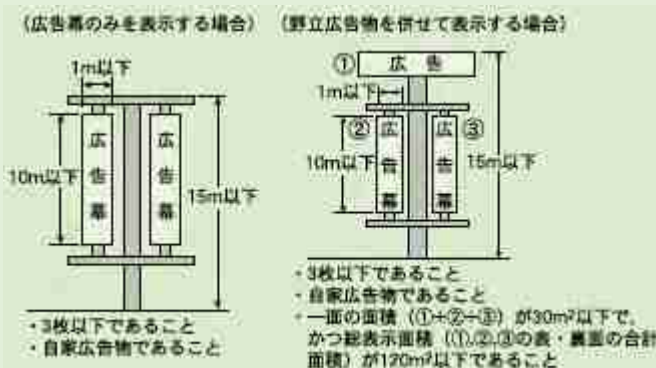
- ・案内誘導広告であること
- ・表示面積が停留所表示標の表示面の3分の1以下であること

(10) バス停留所上屋利用広告



- ・一面の面積=2m²以下
- ・一の停留所につき2面以下(道路管理者が認めた場合は、この限りでない。)
- ・表示面の4分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用しないこと

(11) 建築物以外の物件を利用して表示する広告幕



- ・3枚以下であること
- ・自家広告物であること

(12) 置広告



- ・自家広告物であること

(13) 横断幕



- ・歩道上では2.5m以上
- ・車道上では4.5m以上

適用除外となる 屋外広告物

私たちが社会生活を営むうえで最小限必要な広告物等の一定の屋外広告物については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、「適用除外」を定めています。

適用除外の内容には、いくつかの種類があります。最も代表的なものが自家広告物です。

◎自家広告物

自家広告物とは

「自家広告物」とは、①自己の氏名、店名、事業内容等を、②自己の住所、事業所、営業所等に表示する広告物をいいます。具体的な例は、以下のとおりです。

- ・「〇〇商店」「〇〇スーパー」等の広告物を店舗の屋上や壁面等に表示したもの。
- ・「〇〇セール中」等のはり紙を店舗の窓ガラスに外側から貼り付けたもの。

自家広告物は、次の要件を満たすことにより、禁止地域に表示することができます。

1 自家広告物を表示するための要件

【自家広告物を表示するための要件】

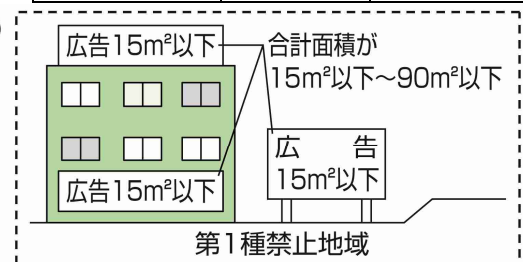
- ①禁止地域と許可地域のいずれでも、第1種許可地域・第2種許可地域の許可基準を満たすこと
- ②広告物の合計面積が、下表の面積以下であること (※10 項参照)
- ③下表中「許可を受けて表示可」の場合、市町村長の許可を受けること
- ④第1種禁止地域内に表示する野立広告は、高さ 10m 以下であること(商業地域を除く)

2 自家広告物の合計面積の上限

	許可不要で 表示可	許可を受けて 表示可
第1種禁止地域	5 m ² 以下	建築物の規模に 応じた面積(※)
第2種禁止地域	5 m ² 以下	100 m ² 以下
第1種許可地域	10 m ² 以下	150 m ² 以下
第2種許可地域・第3種許可地域	10 m ² 以下	制限なし

建築物の 延床面積	合計面積	1 広告物 の面積
1,000 m ² 以下	15 m ² 以下	(15 m ² 以下)
1,000 m ² ～ 3,000 m ²	30 m ² 以下	15 m ² 以下
3,000 m ² ～ 6,000 m ²	60 m ² 以下	15 m ² 以下
6,000 m ²	90 m ² 以下	15 m ² 以下

(例)

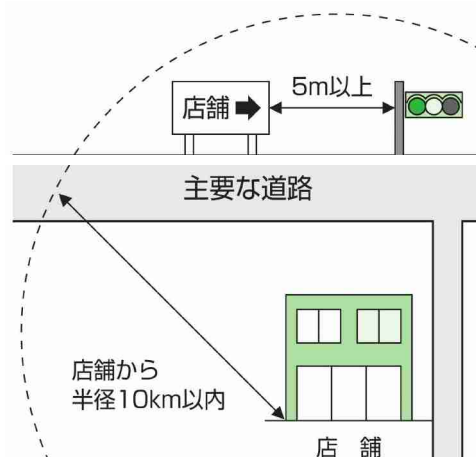


◎自家広告物以外の適用除外

番号	適用除外の種類	禁止地域でも表示可能	禁止物件でも表示可能	許可の要否	条件等
①	法令の規定により表示するもの	○	○	否	
②	国又は地方公共団体が公共的目的のため表示するもの	○	○	否	
③	公職選挙法に基づく選挙運動のため表示するもの	○	○	否	
④	自己の管理する土地に管理上の必要から表示するもの	○	○	否	合計 1 m ² 以下
⑤	煙突等に、宣伝用ではない内容を表示するもの	○	○	否	周囲の景観と調和した絵画等が対象
⑥	公益上必要な施設又は物件(防犯灯、ベンチ等)に寄贈者名等を表示するもの	○		否	1 物件 1 個、表示面の 1/20 以下かつ 0.5 m ² 以下(表示面が 5 m ² 以下の場合は 1/4 以下かつ 0.25 m ² 以下)
⑦	工事現場の板塀等に、宣伝用ではない内容を表示するもの	○		否	周囲の景観と調和した絵画等が対象
⑧	電車又は自動車に表示する小面積なもの	○		否	1 台あたり 15 m ² 以下、窓ガラスには表示不可、蛍光・反射材は使用不可
⑨	人、動物、車両(電車・自動車以外)、船舶、航空機等に表示するもの	○		否	
⑩	市町村等が設置する公共掲示板に表示するもの	○		否	
⑪	冠婚葬祭等のため一時的に表示するもの	○	×	否	7 日以内
⑫	講演会・展覧会等のため会場の敷地内に表示するもの	○	×	否	
⑬	町内会、PTA 等が地域の安全その他地域社会の公益に資することを目的として表示するもの	○	×	否	1 面 5 m ² 以下 信号機・道路標識から 5 m 以上離す
⑭	電車又は自動車に表示する一定面積以上のもの	○		要	1 台あたり 15 m ² 超、窓ガラスには表示不可、蛍光・反射材は使用不可
⑮	道標・案内図板等、公共的又は公衆の利便に供する目的のため表示するもの	○	×	要	1 面 5 m ² 以下、高さ 5 m 以下 信号機・道路標識から 5 m 以上離す ネオン等・点滅照明・回転灯・蛍光材・反射材は使用不可 見やすい箇所に管理者の氏名・連絡先を明示
⑯	近隣店舗等案内広告(店舗等への案内誘導のための広告物として最小限必要なもの)	○	×	要	(下の囲みを参照)

近隣店舗等案内広告の基準

- 案内誘導となる店舗等が主要な道路に面していない等、近隣店舗等案内広告の設置がやむを得ないと認められる理由があること
- 設置個数は、店舗等 1 件あたり 3 個以下
- 設置場所は、店舗等から半径 10km の範囲内で、かつ、信号及び道路標識から 5m 以上離す(右図参照)
- 1 面 2 m²以下かつ高さ 3m 以下(3 以上の店舗が集合して設置する場合は、1 面 5 m²以下かつ高さ 5m 以下)
- 表示内容は、店舗等への案内誘導に係る事項のみ
- ネオン等、点滅照明、回転灯、蛍光材・反射材使用不可
- 彩度 8 を超える色彩は、表示面積の 1/4 以下
- 見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先を明記



屋外広告物を表示 する者の義務

屋外広告物の適正な表示を確保するため、屋外広告物を表示する者に対して、次のような義務を課しています。

1 管理者の設置

許可期間が1年以内又は3年以内の広告物（※3頁参照）を表示するときは、許可申請の際に管理者を定める必要があります。

屋外広告物の管理者になれる者

屋外広告物の管理者になれる者は、次のいずれかに該当する者です。

- ①屋外広告業の登録（※19頁参照）を受けた者
- ②屋外広告士の資格を取得した者
- ③各都道府県、各政令市又は各中核市が開催する「屋外広告物講習会」を修了した者
- ④広告美術仕上げに係る職業訓練指導員の免許を所持する者
- ⑤広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
- ⑥広告美術科に係る職業訓練を修了した者

2 許可の表示

許可を受けて表示する屋外広告物には、許可を受けた旨の表示が必要です。

3 適正な管理

屋外広告物を表示する者は、表示する屋外広告物について補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保たなければなりません。

屋外広告物が落下・倒壊して歩行者等に被害を与えることのないよう、屋外広告物の構造材に腐食や変形がないか否か等を定期的に点検し、事故の防止に万全の注意を払う必要があります。

4 屋外広告物を変更（改造）した際の許可申請

屋外広告物を表示する者は、屋外広告物の表示内容を変更する等の改造を行うときは、原則として変更（改造）の許可を申請しなければなりません。変更（改造）許可申請の手続は、新規許可申請の手続に準じた内容となっています。

5 許可期間が満了した屋外広告物の除却

屋外広告物を表示する者は、許可期間が満了したとき、又は屋外広告物を表示する必要がなくなったときは、速やかに除却するとともに各市町村に届け出なければなりません。

屋外広告物の安全点検

屋外広告物の許可を更新する際には、有資格者による点検と報告書の提出が必要です。

1 点検の対象

許可を受けて設置しているすべての屋外広告物等が対象です。

2 点検を行うために必要な資格

広告物の種類や高さ等に応じて、以下の資格が必要となります。

点検を行うために必要な資格

- 1 高さが4 mを超える広告塔・広告板等
 - ①屋外広告士の資格を取得した者
 - ②屋外広告物点検技能講習を修了した者
 - ③建築士（一級、二級、木造）の資格を取得した者
 - ④特種電気工事資格者（ネオン工事に係る者に限る）
- 2 上記1以外で、茨城県屋外広告物条例により管理者を定めることとされている広告物（高さ4 m以下の広告塔・広告板など）
 - ①上記1に該当する者
 - ②屋外広告物の管理者になれる者（※17項参照）
- 3 上記1及び2以外の広告物（はり紙、立看板、広告旗、置広告など簡易なもの）
 - ①上記1及び2に該当する者
 - ②広告物の所有者、占有者、その他当該広告物について権原を有する者

3 点検の方法・報告書の提出

目視・打診などにより点検し、「屋外広告物安全点検報告書」（規則様式第6号）を作成して、設置許可の更新の際に提出する必要があります。

【高さが4 mを超える広告塔・広告板の例】



屋外広告業の登録制度

茨城県内（水戸市を除く。）で屋外広告業を営む者は、茨城県知事の登録を受ける必要があります。
県内に営業所を有しない事業者でも、県内で屋外広告物の表示等を受注して行うときは、登録が必要です。

屋外広告業とは

屋外広告業とは、屋外広告物の表示等を希望する者（広告主）からその工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことを指します。

- ①個人又は法人の別、及び、元請け・下請け等の立場や形態の如何は問いません。
- ②看板業や広告代理業等を営む場合でも、広告主の注文に応じて広告物等の表示又は設置を行うのであれば、屋外広告業に該当します。

◎登録申請手続

登録申請は、登録申請書に係る書類（下表参照）を添えて、茨城県土木部都市局都市計画課へ持参又は郵送（簡易書留限定）するか、「いばらき電子申請・届出サービス」を利用した電子申請をしてください。また、登録申請には、申請手数料 10,000 円が必要です。

申請手数料は、クレジットカード・コード決済・コンビニ決済等を利用した電子納付又は茨城県収入証紙の登録申請書への貼付により納付していただきます。

【登録申請に必要な書類】 ※各 1 部提出

書類の種類		個人で申請する場合		法人で申請する場合
		場合	未成年の場合	
登録申請書（様式第 17 号）		○	○	○
誓約書（様式第 18 号）		○	○	○
業務主任者の資格を証する書面（以下のいずれか）のコピー 屋外広告士合格証書、屋外広告士登録証、屋外広告物講習会修了証、 技能検定合格証書（広告美術仕上げ）、職業訓練指導員免許証 （広告美術仕上げ）、職業訓練課程修了証（広告美術科）		○	○	○
住民票の抄本 ※コピー可 ※申請日の前 3 か月以内に発行されたもの	申請者本人	○	○	—
	申請者の法定代理人	—	○	—
登記事項証明書 ※コピー可 ※申請日の前 3 か月以内に発行されたもの	申請者本人	—	—	○
	申請者の法定代理人	—	○	—

茨城県収入証紙の購入方法

- ①店頭で購入…茨城県庁生活協同組合（県庁及び各合同庁舎内）等で販売しています。
- ②郵便で購入…次の宛先に現金 10,000 円分及び返信用封筒（切手貼付）を送付して下さい。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6 茨城県庁生活協同組合 収入証紙販売担当

◎登録に必要な要件等

1 業務主任者の設置

登録を受けるためには、営業所ごとに業務主任者を選任することが必要です。業務主任者となるためには、以下のいずれかに該当することが必要です。

- ①国土交通大臣の登録を受けた法人が行う、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ②茨城県若しくは他の都道府県、政令市又は中核市が開催する屋外広告物講習会の修了者
- ③広告美術仕上げに係る職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

2 登録できない場合

登録申請書等に虚偽の記載や記載漏れがあるとき、又は申請者が以下のいずれかに該当するときは、登録できません。

- ①登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ②登録を取り消された屋外広告業者である法人の役員であった者（その取消の日の30日以内にその法人の役員であった者に限る。）で、その取消の日から2年を経過していないもの
- ③営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④茨城県屋外広告物条例、他の都道府県、政令指定都市及び中核市の屋外広告物法に基づく条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えた日又は執行猶予期間の満了日から2年を経過しない者
- ⑤屋外広告物業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から④のいずれかに該当する者
- ⑥法人で、その役員のうちに①から④までのいずれかに該当する者があるもの
- ⑦営業所ごとに業務主任者を選任していない者

◎登録の有効期間と更新手続

登録の有効期間は5年間です。有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、有効期間満了の30日前までに登録の更新を申請することが必要です。更新の申請がないまま有効期間満了日を経過すると、登録は当然に失効しますので、再び登録申請し登録を受け直すまでは屋外広告業を営むことができません。

更新の申請の手続内容は、登録の申請と同じです。詳しくは前頁「登録申請手続」を参照してください。

◎登録を受けた屋外広告業者の義務

- ①登録業者である旨の標識の掲示…営業所ごとに、登録番号等を記載した標識を掲げることが必要です。

※屋外広告業者登録票（様式第23号）

← 40センチメートル以上 →		↑ 35センチ メートル 以上 ↓
屋外広告業者登録票		
商号、氏名又は名称		
代表者の氏名（法人のみ）		
登録番号	第 号	
登録年月日	年 月 日	
営業所の名称		
業務主任者の氏名		

- ②営業に関する帳簿の備え付け……営業所ごとに、注文者の氏名、広告物の設置場所等を記載した帳簿を備え付け、契約日の属する年度の終了後5年間保存することが必要です

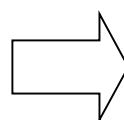
※帳簿（様式第24号）

注文者の氏名又は名称				
注文者の住所				
	電話番号（ ） —			
広告物の表示等の場所				
広告物等の名称又は種類及び数量	名称又は種類		数量	
表示又は設置の年月日	年 月 日			
請負代金	円			

- ③変更の届出 …………… 登録事項に変更があったときは、届出を行うことが必要です。（変更届出書：様式第19号）
- ④廃業等の届出 …………… 法人の解散等により廃業したときは、届出を行うことが必要です。（廃業等届出書：様式第19号の2）

◎登録の取消及び営業停止

- ①違反広告物を表示したとき
- ②不正の手段（名義貸し）等により登録を受けたとき
- ③「登録できない場合」（20項）に該当したとき
- ④登録内容の変更を届け出なかったとき



登録の取消
又は
営業停止(最高6ヶ月)

違反に対する措置、罰則

◎違反広告物に対する措置

条例又は規則に違反する屋外広告物（違反広告物）を表示すると、次のような措置を受けます。

- ①勧告 違反広告物の改造、移転又は除却を行うよう、市町村長が勧告します。
- ②公表 勧告を受けた者が勧告内容に従わないときは、市町村長がその旨を公表します。
- ③是正命令 勧告を受けた者が、勧告内容に従わない旨を公表された後もなお勧告内容に従わないときは、市町村長が必要な措置を命令します。

簡易除却（まちの違反広告物追放推進運動）

違反広告物のうち簡易なもの（はり紙、はり札、立看板及び広告旗）については、市町村長は直接除却を行うことができます。（簡易除却）

また、民間ボランティア団体等を活用して簡易除却を行う「まちの違反広告物追放推進運動」への取り組みも進められています。

◎立入検査

市町村長は、条例の施行上必要な限度において、屋外広告物を表示する者又は屋外広告物を管理する者に対し、資料等の提出を求めたり、又は屋外広告物のある土地や建物に立入検査を行うことができます。

また、茨城県知事は、条例の施行上必要な限度において、屋外広告業者に対し、資料等の提出を求めたり、又は屋外広告物のある土地や建物に立入検査を行うことができます。

◎罰則

- ①登録を受けずに屋外広告業を営んだとき
- ②不正の手段（名義貸し等）により屋外広告業の登録を受けたとき
- ③営業停止命令に違反したとき



拘禁刑（最高 2 年）
又は
罰金刑（最高 100 万円）

- ①違反広告物を表示したとき
- ②許可を受けずに屋外広告物を変更（改造）したとき
- ③許可期間満了後も屋外広告物を除却しなかったとき
- ④除却命令に従わなかったとき
- ⑤資料の提出を拒んだり、立入検査を妨害したとき
- ⑥屋外広告業の登録を受けた後に登録内容を変更し、変更内容を届け出なかったとき
- ⑦業務主任者を選任しなかったとき



罰金刑
（最高 100 万円）